

BIM×AI 建築人材リスクリングプログラム

受講規約

制定者：学校法人工学院大学 / 適用開始日：2026 年 10 月 20 日

第 1 条（目的・適用）

1. 本規約は、学校法人工学院大学（以下「本学」といいます。）が実施する「BIM×AI 建築人材リスクリングプログラム」（以下「本プログラム」といいます。）の受講に関する条件、受講者の遵守事項その他必要な事項を定めるものです。
2. 受講申込者は、本規約の内容を確認し、同意のうえで本プログラムへの申込みを行うものとします。受講申込みが完了した時点で、本規約に同意したものとみなします。

第 2 条（本プログラムの提供方法）

本プログラムは、主としてインターネットを利用したオンデマンド配信その他本学が指定する方法により提供します。講義内容、配信期間、受講方法、課題、修了要件その他の詳細は、本学が別途示す受講案内、学習管理システム（LMS）上の案内等によるものとします。

第 3 条（受講申込み）

1. 受講希望者は、本学又は本学が業務を委託する事業者が指定する申込方法により、必要事項を正確に入力して申込みを行うものとします。
2. 申込内容に虚偽、誤記又は記載漏れがある場合、本学は申込みを受理しないことがあります。
3. 受講枠その他の事情により、本学が申込みを受け付けることが適当でないと判断した場合、本学は申込みをお断りすることがあります。

第 4 条（受講料・支払方法）

1. 受講料及び支払方法は、本学が別途定め、申込ページその他の方法で案内します。
2. 決済事務その他の受講運営業務の一部は、本学が委託する事業者が行う場合があります。この場合、振込先名義、決済画面上の表示その他の案内に、当該委託事業者名が表示されることがあります。
3. 受講者は、本学又は委託事業者が指定する期限までに受講料を支払うものとします。期限までに支払いが確認できない場合、申込みを取り消すことがあります。

第 5 条（キャンセル・返金・受講者変更）

1. 受講料の支払前に申込みを取り消す場合は、速やかに事務局へ連絡してください。

2. 受講料の支払完了後は、受講者の都合によるキャンセル、返金及び受講者の変更（名義変更・受講権の譲渡を含みます。）は、原則として受け付けません。ただし、法令上必要な場合又は本学が特に認めた場合は、この限りではありません。
3. 本学の都合により本プログラムの全部を中止し、代替措置を講じることができない場合は、本学が別途定める方法により受講料を返金します。
4. 天災、通信障害その他本学の合理的な支配を超える事由により、一時的な配信停止、日程変更又は提供方法の変更が生じた場合は、原則として返金の対象とはしません。ただし、本学が別途返金又は代替措置を行うことを決定した場合は、この限りではありません。

第6条（アカウントの発行・管理）

1. 本学又は委託事業者は、受講に必要な LMS 等のアカウントを受講者に発行又は案内します。
2. 受講者は、自己の責任において ID、パスワードその他の認証情報を適切に管理し、第三者に貸与、譲渡又は共有してはなりません。
3. 認証情報の紛失、不正利用又は第三者による利用のおそれを認識した場合、受講者は速やかに事務局へ連絡するものとします。

第7条（受講環境）

1. 受講に必要なパソコン、通信機器、インターネット接続環境、ソフトウェアその他の設備は、受講者の責任と費用において準備するものとします。
2. 受講者側の通信環境、端末、ソフトウェア等に起因する視聴不能、データ消失その他の不具合について、本学は責任を負いません。ただし、本学の故意又は重大な過失による場合は、この限りではありません。

第8条（配信期間・受講権限）

1. 講義動画、教材その他のコンテンツは、本学が別途指定する期間内に限り利用できます。
2. 配信期間終了後は、受講者が未視聴である場合を含め、原則として視聴期間の延長は行いません。やむを得ない事情がある場合の取扱い、本学が個別に判断します。

第9条（禁止事項）

受講者は、本プログラムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 第三者にアカウントを利用させる行為、又は受講資格を譲渡・貸与する行為
- (2) 講義動画、音声、スライド、教材、課題、配布資料等を、本学の事前の許可なく録画、録音、撮影、複製、転載、公衆送信、配布、販売又は第三者に提供する行為
- (3) 講義動画、教材、課題、配布資料その他本プログラムで提供される情報を、本学の事前の承諾なく、外部の生成 AI サービス、機械学習サービスその他第三者のシステムへアップロード又は入力する行為

- (4) 講師、他の受講者、本学職員その他関係者の個人情報、発言内容、画像、資料等を、本人又は本学の承諾なく第三者へ開示する行為
- (5) 本プログラムのシステム又はネットワークに不正にアクセスし、又はその運営を妨害する行為
- (6) 法令、公序良俗又は本学の諸規則に違反する行為
- (7) その他、本学が本プログラムの運営上不適切と判断する行為

第 10 条（知的財産権）

- 1. 本プログラムにおいて提供される講義動画、音声、スライド、教材、資料、図表、文章その他のコンテンツに関する著作権その他の知的財産権は、本学、講師又は正当な権利を有する第三者に帰属します。
- 2. 受講者に認められる利用は、受講者本人が本プログラムの学習目的のために利用する範囲に限られます。

第 11 条（個人情報の取扱い）

- 1. 本学は、受講申込み、本人確認、受講管理、受講料の決済確認、アカウント発行、問い合わせ対応、修了判定、修了証発行その他本プログラムの運営に必要な範囲で、受講申込者及び受講者の個人情報を取り扱います。
- 2. 本学は、本プログラムの運営に必要な範囲で、申込受付、決済、受講者対応その他の業務を外部事業者へ委託することがあります。この場合、本学は、委託先に対して必要かつ適切な監督を行います。
- 3. 個人情報の取扱いについては、本学の個人情報保護に関する方針その他の規程に従います。

第 12 条（受講者が取得した情報の取扱い）

- 1. 受講者は、本プログラムへの参加を通じて知り得た他の受講者、講師、企業その他第三者に関する非公開情報を、受講目的以外に使用し、又は第三者へ開示してはなりません。
- 2. 前項の義務は、本プログラムの終了後も継続するものとします。

第 13 条（課題・提出物）

- 1. 課題等の提出が求められる場合、受講者は指定された期限及び方法に従い、自ら作成した成果物を提出するものとします。
- 2. 第三者の著作物、生成 AI その他の外部サービスを利用する場合は、本学又は担当講師が別途定めるルール及び関係法令に従うものとします。
- 3. 提出物に第三者の権利を侵害する内容が含まれないよう、受講者自身の責任で確認するものとします。

第 14 条（修了要件・修了証）

- 1. 本プログラムの修了要件は、全講義のうち 3 分の 2 以上について、本学が指定する課題を期限内に提出することとします。

2. 本学は、前項の修了要件を満たした受講者に対し、修了証を発行します。
3. 受講料の支払いのみをもって、修了又は修了証の発行が保証されるものではありません。

第 15 条（受講停止・受講資格の取消し）

受講者が本規約に違反した場合、申込内容に虚偽が判明した場合、受講料の支払いが確認できない場合、又は本プログラムの運営に重大な支障を及ぼす行為があった場合、本学は事前の通知なく、受講の一時停止又は受講資格の取消しを行うことがあります。この場合、原則として受講料の返金はいません。

第 16 条（内容の変更・中断・終了）

1. 本学は、教育上又は運営上の必要がある場合、講義内容、講師、配信方法、スケジュール、システムその他本プログラムの内容を変更することがあります。
2. システム保守、通信障害、災害、法令・行政上の要請その他やむを得ない事情により、事前の通知なく一時的にサービスを中断することがあります。
3. 受講者への影響が大きい変更を行う場合は、可能な限り事前に案内します。

第 17 条（免責・責任範囲）

1. 本プログラムは、特定の資格取得、就職、転職、昇進、業務成果その他特定の結果を保証するものではありません。
2. 本学の責に帰すべき事由によらず受講者に生じた損害について、本学は責任を負いません。
3. 本学の責に帰すべき事由により受講者に損害が生じた場合の責任については、法令に従うものとします。

第 18 条（連絡・通知）

本学から受講者への連絡は、申込時に登録されたメールアドレス、LMS 上のお知らせその他本学が適切と判断する方法により行います。受講者は、登録情報に変更があった場合、速やかに所定の方法で変更手続きを行うものとします。

第 19 条（規約の変更）

本学は、法令の改正、本プログラムの内容変更その他必要がある場合、本規約を変更することがあります。変更後の規約は、本学が適切と判断する方法により周知した時点又は別途定める効力発生日から適用します。

第 20 条（準拠法・合意管轄）

本規約は日本法に準拠します。本プログラム又は本規約に関して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 21 条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈について疑義が生じた場合は、本学と受講者との間で誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

以上